

平成 21 年度税制改正等に関する要望と与党税制改正大綱の結果

(社)全日本トラック協会
平成 21 年 1 月

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果
<p>《一般財源化について》</p> <p>1. 一般財源化するのであれば、道路特定財源に係る自動車関係諸税は課税根拠を失うことから直ちに廃止すべき。 新たな課税根拠を検討するのであれば、国民の負担の公平を基本に原点から議論すべき。</p>	<p>《基本的考え方》</p> <p>平成 21 年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税などの所要の改正を行う。 道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、<u>現行の税率水準は原則維持する。</u> ただし、納税者の理解、景気及び環境対策という観点から、自動車関係諸税の負担を時限的に免除・軽減する。</p> <p>《道路特定財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、<u>使途制限を廃止する。</u> ・<u>軽油引取税の課税免除措置については、船舶の動力源に供する軽油、農業または林業を営む者が機械の動力源に供する軽油に係るもの等は、3 年間の措置としたうえ、存続する。</u> ・地方道路整備臨時交付金を廃止し、それに代わるものとして、地方の実情に応じて道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業にも使える 9,400 億円の地域活力基盤創造交付金(仮称)を創設(一般会計に計上)
<p>《現行税制の改正要望》</p> <p>「重点要望事項」</p> <p>1. 軽油引取税の緊急凍結または抜本的軽減</p> <p>2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減</p> <p>3. 消費税と二重課税になっている自動車取得税の廃止及びガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消</p>	<p>《税制抜本改革の道筋》</p> <p><u>自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。</u></p> <p>《軽油引取税等》</p> <p><u>暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。</u></p> <p>《自動車税制》</p> <p><u>自動車重量税・自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続・保有にかかる負担を3年間免除・軽減する。詳細は別紙</u></p> <p><u>消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税との併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。</u></p>

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果
4. 東・中・西日本高速道路、首都高速、阪神高速、本州四国連絡道路等高速道路通行料金の大幅な引下げ	<p>政府の「生活対策」(H20.10.30)において、平成 20 年度第 2 次補正予算案において対応。(財投特別会計より 5000 億円) 当面平成 22 年度まで引下げを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日、大都市圏を除く高速道路、<u>全時間帯に割引を導入(3 割引程度)</u> ・土日祝日、大都市圏を除く高速道路、乗用車を対象、大幅に引き下げ(原則 1000 円、場所によっては 1500 円程度) ・首都高速、阪神高速、休日、<u>一定の割引を導入</u>
5. 環境税(温暖化対策税)等新たな税負担となる新税創設反対	<p>環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中で位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、<u>既存の税制との関係に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</u></p>
6. 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置(相続税率の税率引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充等)の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の 10%減額から 80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡大。(平成 20 年 10 月 1 日以降の相続に遡って適用) ・後継者の死亡以外の場合で、猶予された相続税が免除される場合の具体化 <ul style="list-style-type: none"> ア. 会社が破産又は特別清算した場合 イ. 納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため当該株式を譲渡した場合 ウ. 次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して事業の継続を図る場合 ・親族に対する生前贈与の場合について贈与税の納税猶予制度を創設
7. 運輸事業振興助成交付金制度の維持拡充	<p>軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、<u>軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。</u>この間については、<u>都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。</u></p>

要 望 事 項	与党税制改正大綱の結果
<p>「一般要望事項」</p>	
<p>1. ディーゼル車排ガス対策等優遇税制等の強化</p>	
<p>(1)自動車NOx・PM法における廃車・代替に係る特例措置(自動車取得税の非課税措置)の創設等</p>	<p>自動車NOx・PM法対策地域内における廃車代替に係る自動車取得税の特例措置を廃止する。</p>
<p>(2)低燃費トラック等でポスト新長期規制適合車等に係る自動車取得税等の優遇措置の拡充</p>	<p>「重点要望事項」2. に同じ。詳細は別紙</p>
<p>(3)低公害車(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)及び自動車グリーン税制等に係る自動車税及び自動車取得税の軽減措置の延長・拡充</p>	<p>「重点要望事項」2. に同じ。詳細は別紙</p>
<p>(4)軽油混合 BDF(バイオディーゼル燃料)の非課税措置</p>	<p>—</p>
<p>(5)NOx・PM 低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外</p>	<p>—</p>
<p>2. 自動車関係諸税(取得、保有、燃料)の軽減</p>	
<p>(1)トラック用冷蔵冷凍装置の燃料に係る軽油について軽油引取税課税免除</p>	<p>—</p>
<p>(2)トラックに係る自動車関係諸税(自動車重量税、自動車税、自動車取得税)の軽減、営業用トラック優遇策の拡充</p>	<p>「重点要望事項」2. に同じ。詳細は別紙</p>
<p>(3)被けん引車の自動車税の軽減</p>	<p>—</p>
<p>3. 事業基盤強化税制</p>	
<p>(1)税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大</p>	<p>—</p>
<p>4. 優遇措置の延長</p>	
<p>(1)事業基盤強化設備を取得した場合の優遇措置の延長 承認経営革新計画に定める機械・装置等を取得した場合に特別償却(初年度 30%)又は税額控除(7%)ができる。</p>	<p>適用期限を2年延長する。 適用期限:平成23年3月31日まで</p>
<p>(2)中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長</p>	<p>適用期限を2年延長する。 適用期限:平成23年3月31日まで</p>
<p>(3)協同組合等の留保所得の特別控除の延長</p>	<p>対象となる協同組合等につき次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。 ・設立10年以内の協同組合等に限定する。ただし、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものについては、引き続き適用を認める。 適用期限:平成23年3月31日まで</p>
<p>(4)低公害車の燃料等供給施設の特例措置の延長 固定資産税の課税標準:3年間取得価格の2/3</p>	<p>電気自動車用充電設備の取得価額要件を300万円以上(現行2,000万円以上)に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。 適用期限:平成23年3月31日まで</p>

《その他》

《中小企業に対する軽減税率の時的引下げ》※1

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる。

※中小法人:①資本金1億円以下 ②公益法人等 ③協同組合等 ④人格のない社団等

《中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活》※2

中小企業等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

- ・前年度は赤字だったが経営悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる。

《省エネ・新エネ設備等に対する即時償却等を可能とする税制の導入》※3

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。

- ・現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができる。

〈対象となる設備等の具体例〉

- ・石油代替エネルギー利用車⇒天然ガス車、燃料電池車
- ・同燃料供給設備⇒天然ガス供給設備、燃料電池用水素供給設備
- ・エネルギー有効利用付加設備⇒エネルギー回生型ハイブリッド自動車

《平成21・22年に取得した土地等の譲渡益課税に関する特例措置》

- ・取得する土地等の将来譲渡益に係る1,000万円特別控除

個人又は法人が、平成21、22年中に土地又は土地の上に存する権利を取得した場合には、将来その土地等を譲渡し(所有期間が5年を超える場合に限る。)、譲渡益が発生した際には、1,000万円まで特別控除(所得控除)される。

- ・保有する土地等の将来譲渡益に係る課税の繰延べ制度

平成21、22年中に土地又は土地の上に存する権利を取得した法人または個人事業者については、その土地等の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地等を売却して譲渡益が発生しても、その8割(この特例の適用を受ける土地等が平成22年取得分のみである場合は6割)が減額(圧縮記帳による課税の繰延べ)される。

※1 及び※2 の減税規模は国税 2,200 億円程度、地方税:200 億円程度

※3 の減税規模は、「海外子会社からの受取配当の益金不算入制度の導入」と合わせて、国税:1,300 億円程度、地方税:600 億円程度

自動車重量税及び自動車取得税の免除・軽減措置

自動車重量税	H21.4.1～H24.4.30	新車の新規検査
		期間内の初回の継続検査
自動車取得税	H21.4.1～H24.3.31	期間内に新車を取得(現行の特例に代えて実施)

対 象 車	軽減率
ア)次世代自動車(軽自動車を含む) 電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車(注1)、 プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッドバス・トラック(注2)、 ハイブリッド乗用車等(注2)、クリーンディーゼル乗用車(注3)	免 税
イ)低燃費車(軽自動車を含む) ・平成22年度燃費基準+25%達成車(注4) かつ 排出ガス性能☆☆☆☆車(注5) ・平成22年度燃費基準+15%達成車(注6) かつ 排出ガス性能☆☆☆☆車(注5)	75%軽減 ----- 50%軽減
ウ)最新排出ガス規制適合ディーゼルバス・トラック ・平成27年度重量車燃費基準達成車(注7) かつ ポスト新長期規制適合車(注8) ・平成27年度重量車燃費基準達成車(注7) かつ 排出ガス性能重量車☆(注9)	75%軽減 ----- 50%軽減

新車以外の低公害車の取得に係る特例措置(自動車取得税)

適用期限3年延長(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

電気自動車(燃料電池車を含む)、天然ガス自動車(注1)、 ハイブリッドバス・トラック(注2)	税率から2.7%を軽減
ハイブリッド乗用車等(注2)	税率から1.6%を軽減(現行1.8%)
プラグインハイブリッド自動車	税率から2.4%を軽減(新たに設定)

(注1) 車両総重量 3.5t以下…排出ガスを平成17年基準に比べ75%以上低減(☆☆☆☆)
 " 3.5t超… " 10%以上低減(重量車☆)

(注2) 車両総重量 3.5t以下…排出ガスを平成17年基準に比べ75%以上低減(☆☆☆☆)し、平成22年度燃費基準を25%以上向上
 " 3.5t超… " 10%以上低減(重量車☆)し、平成27年度燃費基準を満たす

(注3) 平成21年排出ガス基準に適合する車両総重量3.5t以下の自動車

(注4) 平成22年度燃費基準より25%以上燃費性能の良い自動車

(注5) 平成17年排出ガス基準より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車

(注6) 平成22年度燃費基準より15%以上燃費性能の良い自動車

(注7) 平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5t超の自動車

(注8) 平成21年排出ガス基準に適合する車両総重量3.5t超の自動車

(注9) 平成17年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質を低減させた車両総重量3.5t超の自動車